

令和7年度 第3回石狩市浜益区地域協議会議事録

【日 時】 令和7年7月30日（水）18：00～19：45

【場 所】 石狩市浜益支所2階 庁議室

【資 料】

- 1) 会議次第
- 2) 石狩市厚田及び浜益地域協議会条例（案）
- 3) （別紙）現在の規定と条例案【対照表】
- 4) 石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- 5) 火葬場統合検討の市民参加手続きの状況
- 6) 火葬場に関するアンケート調査
- 7) 第9期浜益区地域協議会（R3.10～R5.9）の総括
- 8) R7年度夏休み浜益こどもの居場所（わらしやんど・カダレーヤ）
- 9) 地域おこし協力隊いっぺかだれやつうしん
- 10) 実田祭りチラシ
- 11) 合同敬老会（案）

【出席者】 8名（14名中）

役職	氏 名	出欠	役職	氏 名	出欠	役職	氏 名	出欠
委員	渡邊 隆之	○	委員	渡邊 真奈美	○	委員	細田 幸男	○
委員	木村 武彦	×	委員	羽立 裕子	×	委員	鬼塚 建次	×
委員	青山 侑太	○	委員	坂本 賢哉	○	委員	柿岡 奈々絵	×
委員	鳴海 翔	×	委員	笹森 仁美	×	委員	久慈 麻結	○
委員	佐藤 晃一	○	委員	徳地 克実	○			

（本 庁） 幸田課長（企画課厚田浜益担当）
上窪課長（環境課）

（支 所） 宇野支所長、木澤市民福祉課長（併 浜益学校教育課長、浜益社会教育課長）
高田保健福祉担当課長（兼 はまます保育園長、診療所庶務課長）

（事務局） 柿崎課長、佐藤主査、川村主査、小貫主査

（集落支援員） 川村集落支援員

（地域おこし協力隊） 成田隊員

【傍聴者】 1名

【会議次第】

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 協議事項
 - ・石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例案について
 - ・第10期総括・次期委員への引継ぎ事項の検討について
- 4 報告事項
 - ・火葬場の統合に係る意見交換会の結果について
 - ・R7夏休み浜益こどもの居場所～わらしやんど・カダレーヤについて
- 5 その他
 - ・地域運営組織について
 - ・区民カレンダー検討経過について
 - ・いっぺかだれやの会について

- ・実田のお祭りについて
 - ・地域おこし協力隊のドライバー業務について、空き家について
 - ・合同敬老会について
 - ・その他
- 6 次回の開催日程について
- 7 閉 会

1 開 会

【事務局】

本日は、お忙しい中お集まり頂き、誠にありがとうございます。ただ今から、令和7年度第3回浜益区地域協議会を開会いたします。はじめに、会長からご挨拶申し上げます。

2 会長あいさつ

【渡邊会長】

— 会長あいさつ —

【事務局】

渡邊会長、ありがとうございました。

本日の会議は出席委員が14名中8人と過半数に達していますので、成立していることをご報告いたします。それではこの後の進行を、渡邊会長よろしく願いいたします。

3 協議事項

・石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例案について

【渡邊会長】

それでは、協議事項に入ります。石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例案について説明をお願いします。

【幸田課長】

新たな地域自治のあり方につきましては、昨年7月、浜益地域の今後のあり方に関する諮問に対し、現在、地域協議会が担っている機能については、今後の住民自治を進めるうえで必須であることから、残すことを要望すると答申をいただきました。その後、昨年の地域協議会におきまして、新たな組織について具体的に検討をいただき、今年の3月に、新たな組織に関するご要望、ご提言をいただいております。

これらの答申及びご提言を踏まえまして、市の条例など法務の担当所管と協議の上、新たな組織について規定する条例案を作成いたしましたので説明させていただきます。お配りしている協議資料①-2「対照表」をご覧ください。資料①-1、2については後ほど使用いたします。この対照表は、現在の地域協議会についての規定が左側に書かれており、新しい組織の条例案が右側に書かれております。さらに、現在の規定と、それに対応する新たな規定部分を、矢印でつないでおります。では、順にご説明いたします。まず、新しい地域協議会条例の第1条及び第2条につきましては、協議会の設置と名称などについて規定しております。現在の規定では、地方自治法202条の5第1項に、地域自治区に地域協議会を置く、と規定されております。新たな条例では、第1条におきまして、本市の一体的発展を共に担ってきた両地域の地域協議会の役割・機能を継承する組織として、厚田地域及び浜益地域に、それぞれ地域協議会を置く、と規定しております。そして、第2条におきまして、協議会の名称を厚田地域協議会、浜益地域協議会と規定しております。3月にいただいたご提言の一つ目、「新たな組織の名称は浜益地域協議会とする」から、ご提言のとおり、規定しております。

次に資料では、新たな組織の条例案は、第4条、第5条、そして第3条の順で記載してございますが、これは現在の協議会の規定、地方自治法の条項の順序にあわせて、説明資料を作成したためでございます。市の、他の組織規定では、設置の条項の次に、目的や役割の規定を置くことが一般的なことから、実際の条例案では、資料の記載順ではなく、役割の規定を、第3条とし、1条、2条、3条と、条番号のとおりになっております。第3条から先にご説明いたします。第3条は、昨年7月の答申でございます。現在地域協議会が担っている機能（役割）について規定しております。まず、第3条第1項についてです。現在の規定では、地方自治法202条の7、第1項、第1号から第3号に規定しております。新たな条例では、役割、第3条第1項の第1号から第4号に規定しています。文言は調整しておりますが、内容は同じであります。2点補足しております。一つは、第3条第1項の文中に、現規定では、「意見を述べるができる。」で終わっているところ、新たな条例では、意見を述べ、若しくは要望することができる、と記載しています。これは、昨年、答申へ向けた地域での協議、

意見交換の中でお聞きした、これまでの地域協議会は、市に意見も要望も言えなかった。これからは地域の意見、要望をしっかりと市に言える組織が必要である、というご意見がございましたことから、現在の規定でも、意見要望を述べることはできるものと解するところではございますが、これまでは、そのように捉えられていなかった、ということですので、意見・要望ということを、明記しております。2つ目は、現在の規定、地方自治法202条の7、第1項は第3号までですが、新たな条例には、第4号として、ほか、市長が必要と認める事項、という、一般的な補填の規定を追加しております。次に、第3条の第2項、重要事項についての規定ですが、現在の規定、地方自治法では202条の7、第2項で、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聞かなければならない、と規定され、さらに、条例で定める重要事項は、合併協議書の第8条に3つ、規定されております。新たな条例では、第3条、第2項に同様に規定し、その重要事項とは、第1号、過疎計画に関する事項、と第2号、地域振興基金の活用に関する事項の2つ規定しています。現在はこの2つのほか、新市建設計画に関する事項がございますが、この計画は、令和7年度末で終了となりますので、記載はございません。役割、第3条の最後、第3項は市の義務を規定しており、現規定、地方自治法第202条の7、第3項の規定と同様に、市長その他の市の機関は、第1項の規定による答申又は意見若しくは要望又は前項の意見を尊重し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない、と規定しております。以上、第3条では、答申の実現にもっとも重要である、現在の協議会の機能・役割について、その全てを継承する内容となっております。次に、第4条になりますが、組織について規定しており、委員の選任や任期などについて記載している部分です。今の規定では、自治法202条の5で、第2項から第5項の規定を受けまして、合併協議書第6条に規定されております。合併協議書第6条、第1項につきましては、当該区域に住所を有する者、15人以内の委員をもって構成すると規定されており、委員の区分として、第1号、公共的団体が推薦するもの、第2号、識見を有する者、第3号、公募に応じたもの、となっております。

3月にいただいた、ご提言の2つ目、「組織について」におきまして、地域協議会は、次に掲げるもので構成する15人以内、浜益地域に居住するもの、浜益地域の自治会を代表するもの、浜益地域の農業、漁業、商工業その他の公共的団体関係者、といただいており、新条例では、第4条第1項におきまして、委員数を10人以内と規定しています。ご提言では、15人以内といただいてありますが、厚田地域協議会とも調整し、実際に運営しやすく、必要最小限の人数とすることで、10人以内と規定させていただきました。

第2項では、委員の区分におきまして、ご提言のとおり、第1号として、厚田に住所を有する公募に応じた者、第2号として、地域の町内会、自治会など地縁団体が推薦する者、第3号として、地域の農業、漁業、商工業に係る産業経済団体や、その他の公共的団体等が推薦する者、と規定しております。現在の委員は、地域に住所を有する者を前提条件として、団体推薦者、識見者、公募の3区分となっておりますが、新組織では、第1号の公募委員のみを、地域の居住者限定とし、第2号と第3号につきましては、これらの団体が推薦するのであれば、この地域に住所を有していない方でも良いということにしております。意図としては、多様な意見を反映するための柔軟な委員選任や、持続可能な組織運営を図るためと事務局から聞いております。なお、その他の公共的団体等といえますのは、記載の団体のほか、婦人会や青年会、浜益ではわかもん会、といった団体なども含まれております。区域外に住んでいてもこの地域で活躍している方などがいれば、これら地域の団体の推薦により、委員になることができるようになります。地域のために意見を言っていただけの方など、地域の実情に合せて委員を選任することができるような規定となっております。現規定、合併協議書の第6条第1項に、委員の人数と共に記載している、地域住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない、については、新条例では、一条文として、第4条の第3項に記載しています。次に、現規定、合併協議書第6条、第2項に規定する委員の任期、続く、第3項に規定する再任を妨げない。規定については、新条例、第4条の、第4項と第5項に、それぞれ同様に規定しています。ここで引き継がれない条文があるのですが、現在の合併協議書には第4項がございまして、委員の報酬については、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例により支給する、という規定がございまして、新しく設置する協議会は、市の条例に基づき設置される審議会組織となりますので、この一文がなくとも、当然に、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受けるものであることから、新しい条例ではこの規定を削除しております。次に、第5条につきましては、会長及び副会長について規定しております。現在の規定は、地方自治法202条の6と、その2項を受けての、合併協議書第7条に規定しております。会長、及び副会長の選任方法、任期、役割、欠格事項について、矢印のとおり、記載順や文言の整理をし、同一の内容で規定しております。次に第6条、会議から第8条、委任まででございます。現在の規定は、地方自治法202条の8で、それを受けての、合併協議書第9条から第11条に規定しております。まず、第6条ですが、第1項に、会議は、必要

の都度、それぞれのその会長が招集する、と規定しております。3月のご提言の3つ目、「地域協議会の会議は、必要の都度、会長が招集する」を受けまして、そのとおり、規定しております。新たな組織においての、委員の負担軽減を図ることからも、会議については、毎月定例で開催するのではなく、必要な時にだけ開催することを規定しています。新たな条例、第6条の第2項から第5項には、現規定、合併協議書第9条の第2項から第5項の規定を、一部、順序、文言の調製を行い、同様の内容を規定しております。次に、第7条、庶務につきましては、現規定、合併協議書第10条でございますが、現在と同様に、庶務は、各地域の地域振興課で行う旨、規定しております。条文の最後となります、第8条ですが、現規定は、合併協議書第11条です。後段、一般的な市の規定に順じ、市長が定める、という文言にしております。組織を規定する条項につきましては以上となります。

最後に、附則として、3点規定しております。一つは、施行期日で、令和8年4月1日から施行しますということ。二つ目は準備行為として、条例が施行される前でも、委員の選任などの準備が必要となりますので、その手続きを行うことができる。という事を規定しています。三つ目は、先ほども出てきました、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を同時に行う、ことを規定しています。協議資料①-1「条例案」の3ページ、附則部分をご覧ください。3つ目の、改正の前後表をご覧ください。当該条例の、別表に記載されている、(7)地域協議会の年額報酬の規定を、削除するという一部改正であります。では、新たな協議会の報酬はどうなるかと申しますと、お配りしている協議資料①-3「石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」をご覧ください。6ページから7ページにわたって別表の記載がありますのでご覧ください。7ページの(7)に現在の地域協議会の年額報酬が記載されております。この(7)を削除する訳でございますが、これを削除したら報酬は貰えなくなるということではなく、新たな地域協議会は、新たに、条例によって設置される審議会という形になりますので、市の他の審議会、例えば都市計画審議会などと同様に、令和8年度以降は、別表の区分(13)、前各号に掲げるもののほか、法令等により設置され、又は選出れた委員に対する報酬に該当することとなります。すなわち、報酬額は、年額の設定ではなく、日額となり、会長は一回6,900円、委員は一回の開催につき6,100円となります。以上で、条例案のご説明は終わります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今月、既に厚田地域協議会へのご説明を終え、承諾をいただいておりますので、本日の地域協議会を経まして、両地区の地域協議会のご了承をいただければ、9月にパブリックコメントを予定しております。そのパブリックコメントを経まして、12月の第4回市議会定例会に上程をし、議決をいただきたいと考えております。その後、令和8年3月までの間に、新協議会委員の募集、選任作業を行う予定となっております。

【渡邊会長】

以上説明がありました、何か質問等ございませんか。

【徳地委員】

特に質問はありません。報酬日額が多くなったという印象です。

【渡邊会長】

以上でよろしいですか。では、次に報告事項①を先にお願います。「火葬場の統合に係る意見交換会の結果について」報告願います。

4 報告事項

・火葬場の統合に係る意見交換会の結果について

【上窪課長】

7月7日から厚田区で4地区、7月11日から浜益区7地区で意見交換会を実施してきました。浜益区での意見交換会では実田・御料地が1名、柏木4名、川下8名、浜益5名、幌5名、群別3名、毘砂別5名の参加がありました。その主な質疑応答は、札幌市山口斎場を利用した方への補助制度について、また統合で生じる新たな負担への補助について、そして廃止後の施設に関するものです。さらに、先週7月25日からアンケート調査を実施しています。浜益区では明日31日に全戸配布いたします。アンケートについては本日まで36件の回答がありました。また、これらの手続きで寄せられた市民の皆さまのご意見を踏まえ、統合案を固め、9月にパブリックコメントを実施いたします。そして12月の第4回定例会に条例改正案を上程する予定です。施行は令和8年4月1日からとなります。

【渡邊会長】

以上説明がありました、何か質問等ございませんか。

【上窪課長】

居住地が特定されないよう、回答しない選択肢も追加しています。

【渡邊会長】

スマートフォンでのアンケートも同じ項目ですか。

【上窪課長】

同じ項目です。紙の調査票については回収の負担を自治会におかけしますが、よろしくお願いいたします。

【渡邊会長】

以上でよろしいですか。では環境課の上窪課長については、ここで退席となります。お疲れ様でした。では、次の協議事項に入ります。第10期総括・次期委員への引継ぎ事項の検討について、事務局より説明をお願いします。

3 協議事項

・第10期総括・次期委員への引継ぎ事項の検討について

【事務局】

お手元の協議資料②第10期浜益区地域協議会の総括の検討をご覧ください。

令和5年9月より任期がスタートした第10期浜益区地域協議会ですが、会議の開催状況についてはトータル19回開催の予定です。議論されてきた主な内容、こちらは、毎回の地域協議会の中で、協議事項としてご検討いただいたものをあげております。その他、市の各所管から報告、説明のあったものもごさいますが、ここには掲載していません。

まずは地域自治区振興事業、こちらは勉強会等も含め区民カレンダー制作事業、浜益区水産物普及プロジェクトについて検討を進めていただいています。同じく、地域おこし協力隊についても、卒業後の生業や生活が見えやすく、定住してくれるような募集要項についてご検討いただきました。続きまして、一番比重が大きかったのが令和5年10月16日諮問のありました、地域の今後の在り方について、ご検討いただきました。こちらは区民説明会、アンケート、協議会での検討をいただき、令和6年7月に答申したところであります。それに基づき、地域協議会に代わる新たな組織もご検討いただき、今年の3月に提言書を提出しています。これをもとに、本日協議事項でご説明した条例案となりました。

また、浜益区の交通事業について、今日も報告のありました火葬場の統合について、庁舎以北の交通体系について、そして先ほどご協議いただいた新たな組織の条例案についてご検討いただきました。

また、例年、過疎地域持続的発展市町村計画についてもご確認いただいております。

続きまして、2ページ目ですが、第9期の委員からの引継ぎ事項に対して取り組んだことについて赤字にて記載しております。1つめ、地域の声を拾いあげ、幅広い視点を持つため、外部講師として鷹栖町から大内係長にきていただき勉強会を実施しました。2つめ、地域住民の声を活かしたよりよいまちづくりを目指して積極的に取り組んでいく、こちらは協議会主催とはしてはおりませんが、いっぺかだれやの会など、対話の場づくりが進んでおります。3つめ、基金については、勉強会を開催し、見直しを進めております。次の4つめですが、移住・定住に関する取り組みです。こちらは一朝一夕では難しいと考えておまして、今後のまちづくりも含め、住宅問題、担い手の確保、関係人口含め、トータルで考えていく必要があると考えております。地域おこし協力隊、集落支援員については協力隊の募集要項のご検討をいただいております。担い手不足という観点から、交通ミッションの協力隊2名の採用に至りました。次の5つ目、についても同様で協力隊の募集要項についてご検討いただきました。6つ目、7つ目については、この協議会の場でも、意見を言いやすい雰囲気づくりが進んだかなと考えております。会の最後には情報共有の場もあつたりしましたし、そういった環境作りが、いっぺかだれやの会や、勉強会の開催に繋がったと考えております。

これらを踏まえて、3ページ目、ふりかえりとして、ご意見をいただきたい内容を記載しました。追加したい内容などございましたらご意見いただけますでしょうか。意見については、8月いっぺいを目途にまとめたいと考えております。必要であれば、また勉強会も開催し、その場でご意見伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【渡邊会長】

ただいま説明のありました事項について、意見や質問等ありますか。この資料は事前配布されましたか。

【事務局】

本日配布した資料です。ご意見等は8月末まで大丈夫です。また、委員の皆さんで集まって協議する必要があるのであれば、別途、日程調整いたします。

【細田委員】

令和5年度に比べると、勉強会を実施したり、いっぺかだれやの会が立ち上がったりと、地域で話し合う場が増えたように思います。来年は浜益学園も開校するので、より地域で話し合い、取り組み

が広がるよう盛り上がっていただければいいと思います。

【渡邊会長】

では事務局までご意見を出していただくようお願いいたします。続いて、報告事項②「R7夏休み浜益こどもの居場所～わらしゃんどカダレーヤ」について報告をお願いします。

4 報告事項

・R7夏休み浜益こどもの居場所～わらしゃんど・カダレーヤについて

【高田課長】

浜益区における夏休みのこどもの居場所について報告いたします。現在、浜益区には児童館のようなこどもの居場所がなく、特に長期休業期間中は、家庭で過ごさざるを得ない状況にあります。規則正しい生活習慣を長期休業中においても継続し、また、保護者の就労をサポートすることを目的に、7月28日から来週の8月8日までの平日10日間、浜益コミュニティセンターきらりにおいて、愛称を「わらしゃんど・カダレーヤ」として、こどもの居場所を試験的に開設することといたしました。チラシでは、時間が平日の9:00～16:00となっておりますが、朝の登校便で子どもを送り出したいとの要望を受けた形で、8:00～16:00として開始しております。参加料は無料です。子ども達には、お昼のお弁当と水筒、勉強道具等を持って来ていただいています。また、期間中、子どもたちの見守りにあたっていただく方として、浜益小学校の学習補助や医療的ケア児を支援している教育支援員2名を中心に、地元のアクティブシニアの方など数名にも依頼して、1日3～4名が張り付く体制とし、併せて本庁子育て推進部や支所からも職員が参加しております。この居場所では、夏休みの宿題の自習や読書、トランプ、オセロ、多目的ホールでのボール遊びや鬼ごっこなどの体を使った活動や段ボールハウスづくりなどの制作活動など、こどもたちが考えて自由に過ごしていただくほか、レトルトカレーの日やかき氷の日、また、カフェクローバーとのコラボなどイベントも実施予定としております。実は本日は、かき氷の日だったのですが、津波注意報が発令された影響により中止となったため、明日改めて実施の予定としております。また、実施後は利用者にアンケートを行い、今後の実施について検討したいと考えております。

【渡邊会長】

以上報告がありました。何か質問等ございませんか。

【久慈委員】

夏休み期間中にこのような居場所を作っていただき、子どもも大人もとても喜んでおります。これまでは子どもに家で留守番をさせたり、親も仕事ができない状況もありました。レトルトカレーやかき氷の日もあり、子ども達は歓喜しています。今後、冬休み期間中も実施していただけますか。

【高田課長】

アンケートを実施しますので、ぜひご意見いただければと思います。今後の実施については、人手の確保なども課題もありますが、前向きに検討していきたいと思っております。

【事務局】

わかもん会もこれまで子ども対象のイベントを企画してきたので、コラボしてできることもあると思います。

【徳地委員】

わかもん会で前向きに検討します。

【宇野支所長】

地域で連携して、よりよい取り組みになればいいと思います。

【渡邊会長】

参加人数はどれくらいですか。

【高田課長】

29名の登録があります。会場にクーラーがなく暑いので、水分補給して活動しています。

【久慈委員】

小学校では製氷機が入ったので助かっています。

【徳地委員】

きらりに冷蔵庫はあるので活用できます。ただ、和室だけでもクーラーを入れて欲しいです。

【高田課長】

前向きに検討いたします。

【渡邊会長】

以上でよろしいですか。それでは次に、「その他」です。まず事務局の方から3点あるとのことですのでお願いします。

5 その他

・地域運営組織について

【事務局】

地域運営組織またはRMOという言葉をご存知の方はどれぐらいいらっしゃいますか。

分かりやすく言うと地域課題や地域づくりに取り組む集団のことです。

高齢者の交流サービスとか声かけ・見守りサービス、体験交流事業、施設の維持管理など、いろいろな取り組みをしています。政府もこの取り組みを重要と捉えています。平成29年に策定した「まち・ひと・しごと創生基本方針」というのが令和3年に閣議決定されましたが、その時には全国で3,000団体に増やそうということが目標に掲げられていました。さらに令和3年の基本方針では、地域運営組織という言葉の明記はありませんが、地域の自立共助の運営組織を総合的に支援することとしています。地域の暮らしを守るための取り組みとして、過疎地であればさらにハード面の補助も拡充するというように、運営組織を立ち上げることを積極的に支援しています。

地域運営組織の定義は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と総務省の調査研究事業報告書とで2種類がありますが、どちらも地域の人々が主体、地域デザインつまりマスタープランのもと地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に行う組織と定義されています。

要素としては3つのキーワードがあります。行政上の組織ではないということ。つまり行政からの上意下達、押し付けではないということです。また、法的には私的組織に属する、私的組織とは、社会生活において個人がある程度の権威を持ち、政府機関などの介入に妨げられない特定の分野を指します。個人または集団で営利を追求する組織であり、その利益は国ではなく個人に帰属しています。さらに、一定の区域を基礎とした組織であるとなっています。

地域運営組織が必要とされる背景ですが、従前の仕組みや機能では補えなくなってきていることです。既存の組織で暮らしを支えてきましたが、人口減少高齢化、地域経済の衰退などの理由により困難になっていることや人口流出や社会問題などの新しい課題や需要に対応できる仕組みがないことなども理由としてあげられます。

次に、令和6年度の地域運営組織の現状についてです。日本全体の組織の現状についてですが、全国で8,193団体が活動しており、R5から483団体増加しています。組織化は珍しい動きではなく全国各地で課題解決のために組織化されています。団体の97%は拠点を持ち、そのうち64%が公民館や集会所などの公共施設を利用しています。形態としては9割が任意団体です。その理由として、公共施設を拠点として活動しているため土地建物など登録する必要がなかったり、規模が小規模だったりなどが想像されます。課題については人材やノウハウ活動資金、運営の仕方などがランキングされています。政府としては地方財政措置、過疎対策事業債、小さな拠点に関わる施策や過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業などの財政的支援や、地域おこし協力隊、集落支援員などの人的支援が実施されています。

地域運営組織の事例ですが、例えば山形県のきらりよしじまネットワークでは公民館を活用しています。新潟県では、里山を活用して塾を開校しているNPO法人もあります。どうやって仕組みや意識の醸成を図っていけばという例ですが、それぞれの地域でやり方があると思います。持続が重要となることからやはり、若者の人材育成が重要になっています。地域人材で不足する部分の確保の方法としては浜益でも制度を活用している集落支援員や地域おこし協力隊のほかに、それぞれのまち独自の制度で行われています。

地域運営組織という言葉は難しいかもしれませんが、例えば高齢者の交流の場について負担金を集めて、住民主体で動くということでは、自治会連合会を母体とする合同敬老会実行委員会もある意味、地域運営組織です。浜益や厚田といった人口が少なく、民間の支援を期待できない町を中心から離れた地域で今後生活していく上で、こういった組織を作り、支援してもらいたいことを支援できる人が実施するような検討が必要ではないかと考えています。

第9期協議会の時に高齢者に優しいまちづくりをテーマとし、除雪サービスについて実証しました。

結果負担が大きいという結論に至ってこの議論は進んでいませんが、地域全体の課題感を洗い出して地域運営組織の検討を重ねていくと、高齢者に限らず住民に優しい地域づくりにもつながるのではないかと考えています。

今日は運営組織の必要性ということで、説明を終わりたいと思いますが、今後も浜益の実態に合わせてどういうことができるのかなど協議会で議論していきたいと考えています。

【渡邊会長】

以上報告がありましたが、何か質問等ございませんか。前回、地域協議会でも地域運営組織については勉強しましたよね。

【事務局】

はい。鷹栖町の取り組みについて勉強会を実施しました。

【渡邊会長】

ほかになれば、次の報告をお願いいたします。

・区民カレンダーの検討経過について**【事務局】**

浜益区民カレンダー検討経過について報告します。7月28日に区民カレンダーの作成に係る浜益区コミュニティ普及推進事業実行委員会を開催しました。その中で、令和9年度以降のカレンダーについて、無償配布しているものを一部1,000円程度で有料化することを確認しました。また、作成にあたっては経費の削減に努めるとともに、販売方法や購入しない方への対応などについては引き続き検討することとし、11月を目途に改めて実行委員会をする予定でいます。

【渡邊会長】

以上報告がありました。何か質問等ございませんか。

【徳地委員】

カレンダーの金額は1部1,000円程度ですか。

【事務局】

1部1,000円であればカレンダーを発行することが可能です。また、写真掲載をやめたり、紙質をおとしたり、ページ数を減らすなどして、印刷費を減らすことも検討していきます。

【渡邊会長】

1,000円は高いように感じます。特に高齢者には厳しいと思うので、単価を下げる工夫をしていただければと思います。

【事務局】

紙媒体ではなくデータ提供の方法もありますが、料金をどうするかという課題もあります。11月の実行委員会で検討して、またご報告いたします。

【渡邊会長】

それでは次、お願いします

・いっぺかだれやの会について**【事務局】**

先週実施した「いっぺかだれやの会」について報告いたします。今回30名ほどのご参加があり、前回同様、ご飯を食べてからのスタートとなりました。今回、前回より参加している中国からの留学生さんが、ルッツを調理してくれました。餃子やあんかけ丼を作ってくれまして、ルッツ独特のこりこりした食感が楽しめる新しい料理を教えてくださいました。その他にも、浜益の塩ウニやたくさんのお料理の差し入れをいただき、皆さんとおしくいただきました。

お話の内容としては、いつもは主催側から話題提供しますが、今回はご参加の皆さんから、新しいこと、いいことを3分くらいずつお話してもらった時間を設けました。意外と多くのお話をいただきました。そしてその後は今まで話してきた話題と、今回出た話題をあわせて、話してみたいテーマに分かれて議論を深めました。

少し話がそれますが、支所職員からもこの時お話をさせていただきまして、本庁にいる若手職員に対して、浜益支所での仕事を話す機会が欲しいと思ひまして、職員課や、組合に相談したところ、研修として時間をもらえることとなりましたので、今企画をしているところです。

ゆくゆく浜益への異動に繋がったらよい、職員が減っている中で浜益のことを少しでも知っている職員が増えることを期待しています。厚田支所とも一緒に取り組んでいきます。

また、現在、いっぺかだれやの会ではNPO法人きたのわさんに対話の場のファシリテーションをお願いしておりますが、もっと小さな単位で話す時に、市民の皆さんによるファシリテーションがあったらよいのではと考えまして、市民ファシリテーター、浜益では「かだれテーター」と題して、現在講座を開けないか考えているところです。

次回のいっぺかだれやは、11月上旬、11月4日以降で開催したいと思ひます。また改めて通信などでお知らせいたします。

【渡邊会長】

以上報告がありました。何か質問等ございませんか。なければ次、お願いいたします。

・実田のお祭りについて**【成田隊員】**

実田の祭り保存会では6年ぶりに祭りを実施することになりました。実田会館にて宵宮を17時からスタートし、子ども奉納相撲を復活させます。また大人は怪我をしないように、巨大紙相撲で勝負

してもらいます。相撲の景品も用意いたします。ポスター等で周知していきますが、ぜひ皆さまからも広めていただければと思います。

・地域おこし協力隊のドライバー業務について、空き家について

【徳地委員】

東急ビルマネジメントのバス運転手が1人やめたと聞いていますが、今後の運転業務について聞かせてください。

【木澤課長】

東急ビルマネジメントからは9月末までの予定は聞いており、代替の運転手にて責任を持って対応するとの事です。10月以降の対応についてはまだ連絡を受けていませんが、現状、地域おこし協力隊には予定通り、10月から予定している新たな予約システムを導入するタイミングで運転業務を開始していただき、少しずつスキルを上げてもらいます。

【徳地委員】

もう1つ質問があります。浜益支所の向かいの家が空き家になったと聞いています。市で購入して職員住宅として活用する予定はありますか。

【事務局】

現在、区内のアパートに空きがあり、なお1棟4戸の新築アパートも建設中です。今は住宅について余っている状況なので、市で活用することは難しいと思います。

【渡邊会長】

ほかになれば次、お願いいたします。

・合同敬老会について

【木澤課長】

予てより開催準備を進めております浜益合同敬老会について、現段階での状況をお知らせします。本日、お渡しした3枚ものの資料をご覧ください。開催日時ですが、資料2枚目の別添、次第案に記載のとおり、令和7年9月14日の日曜日、開催時間帯は午前11時から午後2時を予定しています。場所は、浜益コミュニティセンターきらりとしています。当日の流れにつきましては、次第案に記載のとおりです。

次に、開催当日までのスケジュールについて説明いたします。資料3枚目の実施スケジュール案をご覧ください。去る6月3日、第1回目の実行委員会、こちらは浜益区の自治会長全員がメンバーとなりますが、ここで開催に向けての今後の進め方の確認や実際に内容等を検討する役員会役員の選出等を行っています。その後、各自治会のご協力を得まして、敬老会参加者の事前集約を行い、60名弱の方々から参加の意向を伺っています。7月28日には第1回目となる役員会を開催し、資料の1枚目となりますが、ご案内する来賓や出し物の演目、当日の食事や飲み物、送迎の方法等、大枠の内容を決定し、本協議会にお示しさせていただいている次第です。今後につきましては、スケジュール案に記載のとおり、8月中に出し物事前打ち合わせ、区内への開催案内及び最終の参加者集約を行い、9月上旬に第2回目となる最後の役員会を開催し、9月14日の実施に向け、準備を進めて参りたいと考えています。なお、参加者集約にあたりましては、案内のみならず、ご高齢の方々が集まる場所等でのお声がけ、お誘いも実施したいと考えています。

【渡邊会長】

あいどまりの利用者も参加しますか。

【木澤課長】

はい、お昼はご一緒しませんが、参加したいという要望をいただいています。

【渡邊会長】

ほかになれば、その他委員の皆さんからは何かございますか。

・その他

【徳地委員】

今週土曜日、8月2日は漁協青年部主催の浜益みなと祭りを開催します。今年はキッチンカーも来ます。また、わかもん会主催の七夕は8月7日に群別で行います。

【細田委員】

浜益中学校の修学旅行での販売収益で、昨年のうちわを作成して配布したのですが、今年は生徒がデザインしたメモ帳を作成しました。みなと祭りで配布予定です。よろしく願いいたします。

6 次回の開催日程について

【渡邊会長】

それでは最後に次回の開催日程について、事務局からお願いします。

【事務局】

次回の地域協議会は8月下旬を目途として開催したく存じます。協議内容としましては、総括、引継ぎ事項の検討をお願いしたいと考えております。協議会の日程調整につきましては、改めてご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

7 閉 会

【渡邊会長】

それでは、以上を持ちまして第3回地域協議会を閉会いたします。長時間、お疲れ様でした。

令和7年8月25日 議事録確定

石狩市浜益区地域協議会

会長 渡邊 隆之